

(ポスター)

FY 2022 Call for Municipal Housing Applications
(For Single-Parent Households, Applicants with Young/Multiple Children)
May 2022

○ Dates/location of application pamphlet distribution for January 2022

Dates: May 6(Fri) to May 16(Mon), 2022

Locations: Housing Application Collection Dept. (Boshū ka, Sendai City Hall, Kokubuncho Office 2F), Residents' Office (Shimin no Heya, Sendai City Hall, Main Bld. 1F), Ward Offices (Kuyakusho), Comprehensive Branch Offices (Sōgō Shisho), Sendai Station Aoba Ward Office Census and Residents Service Center (Aoba Kuyakusho Koseki Juminka Sendai Eki-mai Sabisu Senta, AER 5F), Licensing Centers (Shōmei Hakkō Senta), your ward's Central Residents' Centers (Chuo Shimin Senta), Lifelong Learning Center (Shōgai Gakushū Senta), Miyagi Housing Office (Miyagiken Jutaku Kyōkyū Kōsha), Takasago/Tsurugaya/Shirōmaru/Moniwa Administrative Offices (Kanri Jimusho)

○ Application Deadline

Applications must be postmarked by **May 16(Mon), 2022**

Send applications by post in the official envelope.

○ Date/Location of Drawing

June 6 (Mon), 2022

Onward Kashiwama Sendai Building, 10F Hall

2:00 PM–3:30 PM

○ Move-in Date

Moving in is scheduled to take place on **July 27(Wed), 2022**

For further details, please see the leaflet titled "Notice on Sendai Municipal Housing"

Inquiries: (Public Utility Foundation) Sendai-shi Kensetsu Kōsha Boshūka

3 Chome-10-10 Kokubuncho, Aoba Ward, Sendai

(Sendai City Hall, Kokubuncho Office 2F)

Tel: 022-214-3604

FY 2022
Notice on Sendai Municipal Housing
(For Single-Parent Households, Applicants with Young/Multiple Children)
May 2022

Applications will be accepted from May 6 to May 16, 2022.

Applications are accepted by **postal mail only**.

(Applications delivered in person or by phone will not be accepted.)

Applications postmarked by May 16(Mon) will be considered eligible.

Municipal housing is for those having trouble finding housing.

Make sure you have all of the following documents:

- ◆ Notice on Sendai Municipal Housing (May 2022)
- ◆ Sendai Municipal Housing Application Form (May 2022)
- ◆ List of Sendai Municipal Housing Facilities with Vacancies (May 2022)

- ◆ Some eligibility restrictions apply to applications for municipal housing.
- ◆ If there are more applicants than vacancies, a drawing will be held.
- ◆ Please read this "Notice on Sendai Municipal Housing" carefully before applying.
- ◆ Any personal information provided to (Public Utility Foundation) Sendai-shi Kensetsu Kōsha will be used solely for eligibility screening and administration after moving in to municipal housing. It will not be used for any other purpose.

Your application will not be returned.

Application schedule for FY 2022

- May/January,2023 (For Single-Parent Households, Applicants with Young Children)
- December/March,2023(Lottery-based)
- June/September(Point-based)

* The contents of the application may be subject to change depending on social situations and other factors.

(P.4申込資格Eligibility Requirements)

Municipal housing applicants must fulfill all eligibility requirements described in 1 through 9 below.

1. The applicant resides in Sendai, or the applicant's workplace is in Sendai.
2. The applicant is currently having trouble finding housing.
3. The monthly income of the applicant's household falls within the prescribed range.
4. The applicant has no prior record of misuse of municipal housing.
5. No member of the applicant's household is delinquent in payment of municipal tax, light motor vehicle tax, property tax, or city planning tax.
6. The applicant is an adult.
7. The applicant does not live in municipal housing (excluding cases in which a household is being divided, e.g. by a widowed child or grandchild).
8. The applicant does not belong to a criminal organization (nor does anyone who will live with the applicant).

9. ☆Application for Housing for Single-Parent Households

The applicant is a single parent who is substantially supporting a child/children younger than 20 years of age.

The applicant cannot apply together with his/her fiance or common-law spouse.

☆Application for Housing for Applicants with Young Children

The applicant has a child/children not yet in school.

☆Application for Housing for Applicants with Multiple Children

The applicant currently living with at least 3 children younger than 18 years of age.

令和4年度

仙台市営住宅 入居募集のごあんない

[ひとり親・子育て・多子世帯対象]

【令和4年5月】

申込期間は令和4年5月6日～5月16日までです。

お申込み方法は郵送による受付となります。(窓口・電話では受付いたしません)
5月16日(月)までの郵便局消印のあるものが有効となります。

市営住宅は住宅に困っている方のための住宅です

- ★「仙台市営住宅入居募集のごあんない(令和4年5月)」
 - ★「仙台市営住宅入居申込書(令和4年5月募集)」
 - ★「仙台市営住宅募集住宅一覧表(令和4年5月募集)」がそろっているかご確認ください。
 - ◆市営住宅には**申込資格の制限**があります。
 - ◆申込者が募集戸数を超えた場合は**抽選**となります。
 - ◆この「入居募集のごあんない」をよく読んでから、お申込みください。
 - ◆仙台市及び(公財)仙台市建設公社は、市営住宅の入居申込みで知り得た個人情報を、入居資格審査及び入居後の管理運営の目的以外に利用することはありません。
- 申込書及び申込み時に添付された書類は、一切お返しできません。

令和4年度の募集スケジュール

5月特定枠募集(ひとり親・子育て・多子世帯対象)・6月定期募集(ポイント方式)
9月定期募集(ポイント方式)・12月定期募集(抽選方式)
1月特定枠募集(ひとり親・子育て・多子世帯対象)・3月定期募集(抽選方式)
※社会情勢等により、募集内容が変更となる場合もございます。

公益財団法人仙台市建設公社 住宅部 募集課

〒980-0803

仙台市青葉区国分町三丁目10番10号(仙台市役所国分町分庁舎2階)

☎(022)214-3604 FAX(022)214-8592

も く じ

	ページ
1. ご存じですか(お申込みの前に必ずお読みください)	1
2. 申込みから入居までの流れ	2
3. 申込書記入相談窓口の開設	3
4. 申込資格	4
5. 申込資格緩和要件	6
6. ペットと一緒に入居可能な住宅について	8
7. 一般階層世帯と裁量階層世帯の区分	10
8. 申込資格の確認(4・5ページの再確認です)	11
9. 申込みについての注意	12
10. 世帯の所得月額計算の対象となる収入	13
11. 世帯の所得月額計算手順	13
12. 所得計算の方法	14
13. 所得から控除する金額	18
14. 世帯の所得月額の算出	19
15. 家賃	19
16. 申込書の書きかた(記入例)	20
17. 入居者の選考	22
18. 抽選に際しての優遇措置	23
19. 二次審査(当選者のみ)	24
20. 入居手続き	26
21. 家賃・共益費等と市営住宅のルール	27
22. 市営住宅の種類	30
23. 市営住宅位置図(青葉区)	32
24. 市営住宅位置図(宮城野区)	34
25. 市営住宅位置図(太白区)	36
26. 市営住宅位置図(若林区)	38
27. 市営住宅位置図(泉区)	39
28. 各市営住宅への交通手段	40

このたびの新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から次のことをお願いいたします。

手続き等でお越しいただく際は、マスクの着用をお願いいたします。

また、手続き等の際に発熱、咳、喉の痛みなど、体調に不安のある方は、無理をしないでご連絡ください。

1. ご存じですか (お申込みの前に必ずお読みください)

◆市営住宅は、市民の財産です。

「住まい」に困っている仙台市民の生活基盤として建設されています。

◆安い家賃の市営住宅には、収入が少なく、住宅の確保に本当に困っている市民や仙台市内に勤務先のある方が申込みできます。

◆市営住宅で暮らすには入居される方全員の収入を毎年報告していただく必要があります。

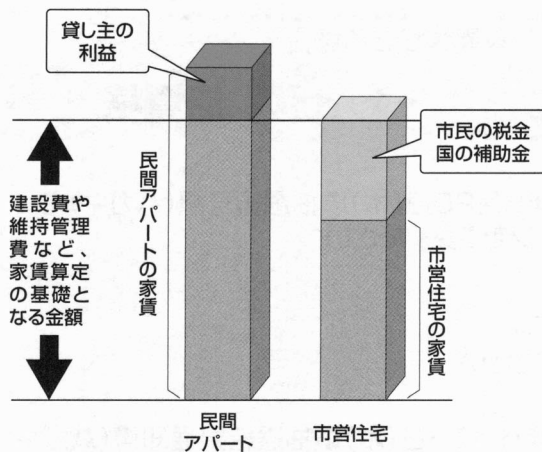


図 市営住宅の家賃の仕組み

市営住宅には市税などが使われ、入居者の家賃が安くできる仕組みになっています。家賃は入居された方の収入に応じて算定されるため、入居後も毎年6月に世帯全員の収入を報告していただきます。

市税を滞納している方は原則市営住宅へ入居できません!

(仙台市では市税を滞納している方への行政サービスを一部制限しております)

◆ペット飼育が可能な住宅以外はペットの飼育はできません。(敷地内、共用部での餌付けや一時預かりもできません。)[身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を除きます。]

◆今回募集している住宅には、すべてお風呂(浴槽・風呂釜)がついています。

次のような点にもご注意ください。

◆市営住宅は新築のような状態ではありません。

募集する住宅は、新築を除き、前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居していただくものです。

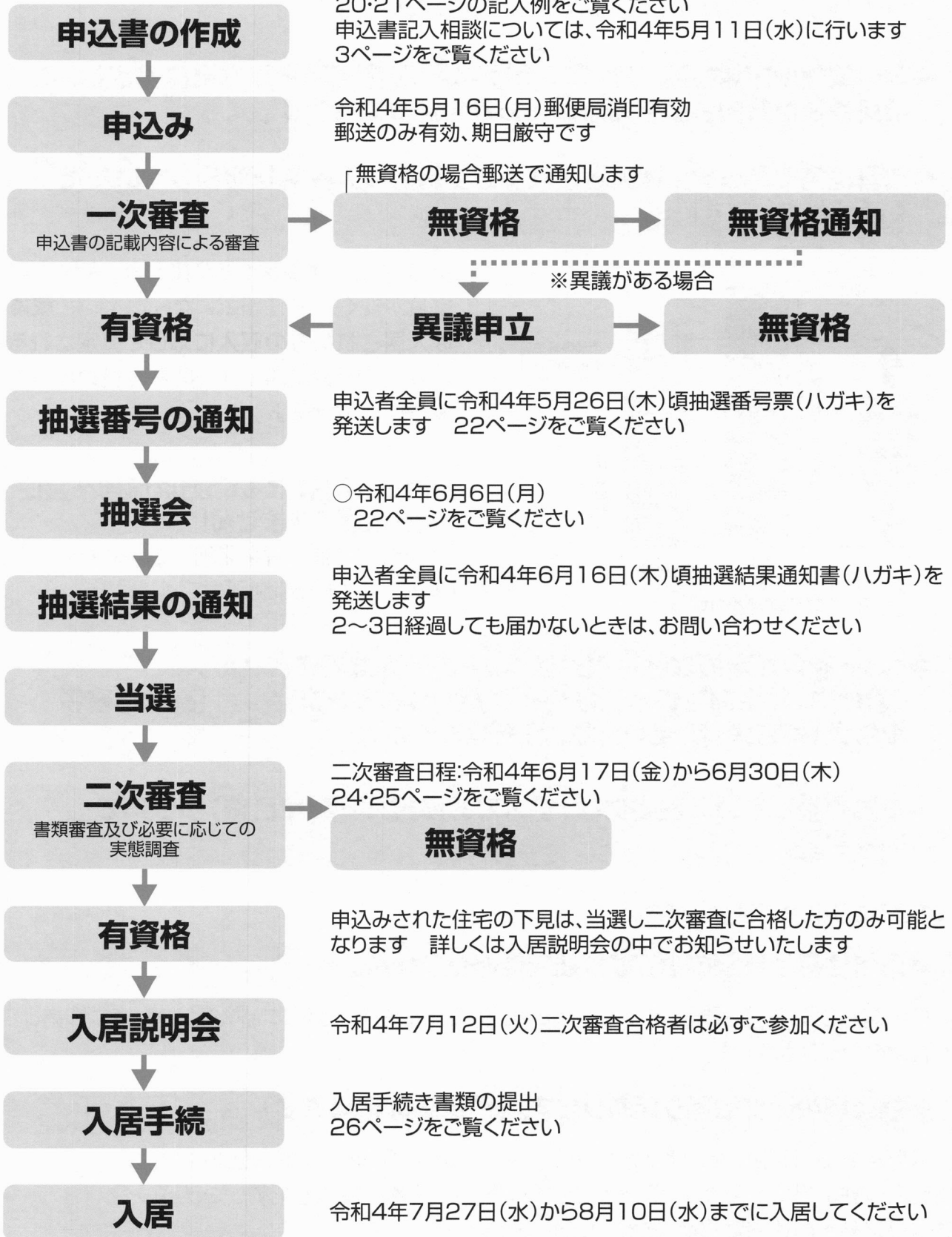
◆駐車場の数には限りがあります。(駐車場は有料です)

駐車場が少ない団地やない団地もあります。(28ページの有料駐車場設置団地を参照) 団地内の駐車場に空きがない場合は、ご自身で周辺の民間駐車場を契約してください。駐車場以外への迷惑駐車は、絶対にしないでください。

2. 申込みから入居までの流れ

●ただし、社会情勢により、抽選会や入居説明会等の開催内容が変更になる場合もあります。

20・21ページの記入例をご覧ください
申込書記入相談については、令和4年5月11日(水)に行います
3ページをご覧ください



3. 申込書記入相談窓口の開設

申込書の記入方法、申込資格等で不明な点がございましたらご利用ください。相談には、給与や年金など収入を証明する書類、その他必要な書類を必ずご持参ください。期間中は混雑が予想されますので、ご承知ください。
 ※所得計算等の電話によるお問い合わせは、内容が食い違うことがありますのでお断りしています。
 ※駐車場はご用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

次のような相談はお断りします

- 申込資格がないのに申込みをしたい。
- 抽選なしで入居させてほしい。
- 事前に住宅の下見をさせてほしい。

日 時	場 所
令和4年5月11日(水) 午前 9 時～午前11時 午後 2 時～午後 4 時	仙台市役所国分町分庁舎 仙台市青葉区国分町三丁目10番10号 1階第一会議室

※申込書の住所・氏名・家族名等記入できる箇所はすべて記入の上、ご相談ください。

案内図



仙台市役所国分町分庁舎

※記入相談窓口5月11日(水)は、1階第一会議室で行います。
 ※仙台市建設公社 募集課は2階です。

4. 申込資格

申込みされる方は次の1～9のすべての資格を満たすことが必要です。

＜申込締切日の状態が申込資格の判断の基準となります＞

★福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方等は条件が異なりますので、6・7ページをご確認ください。

※被災市街地復興特別措置法第21条に記載される公共事業の実施に伴い移転が必要となった方についても一部資格が緩和されますので、お問い合わせください。

1 申込者本人が仙台市内に居住しているか、または勤務地が仙台市内であること

- 申込締切日現在の居住地は住民票、勤務地は勤務先証明書により確認できること。
- 原則として、夫婦を分割した申込みはできません。(5ページをご覧ください)
ただし、配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等として申込む場合を除きます。
- ※配偶者等からの暴力被害者とは…
配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設の保護終了した日から5年以内の被害者と、配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された日から5年以内の被害者のことです。
- ※犯罪被害者等とは…国の定める「犯罪被害者等基本法」に規定されている方のことです。

2 現在、住宅に困っていること

- 市営住宅入居申込書の裏面に列記した市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)のいずれかに当てはまること。
- 入居する方の世帯の中に持家を所有・共有する方がいる場合は申込みできません。(ただし、売却等により処分したことが入居可能日までに登記簿謄本で確認できる場合を除きます)

3 申込み世帯の所得月額が基準の範囲内であること

- 一般階層世帯(所得月額158,000円以下)、裁量階層世帯(所得月額214,000円以下)
(10ページを確認ください。)(計算方法は13ページ以降をご参照ください)

4 過去に市営住宅を不正に使用したことがないこと

- 家賃等の未納や迷惑行為により、明渡しを求められた方などを含みます。

5 世帯の中に、原則として市税(市民税・軽自動車税(種別割)・固定資産税・都市計画税)を滞納している人がいないこと

6 申込者本人が成年者であること

- 申込者本人は、原則として成年(18歳未満の既婚者を含む)の方。

7 申込者本人が公営住宅に入居していないこと

※UR 賃貸住宅 (旧公団)・県公社住宅・雇用促進住宅・応急仮設住宅に入居されている方は申込むことができません。

※配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等の方は申込むことができます。

※公営住宅に入居している同居者が、その世帯から分離して申込む場合等は除きます。

8 暴力団員でないこと (同居予定者を含みます)

9 ひとり親世帯でお申込みの方

申込者本人が20歳未満の子を現に扶養している寡婦または寡夫であること。(婚姻の予約者、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者との申込みはできません。)

子育て世帯でお申込みの方

申込者本人が小学校就学の始期に達するまでの子 (平成28年4月2日以降生まれ) と現に同居していること。

多子世帯でお申込みの方

申込者本人が18歳未満の子3人以上と現に同居していること。

※子育て世帯・多子世帯でお申込みの方は、下記の場合でも申込むことができます

★婚姻の予約者と申込むことができますが、申込締切日から6ヵ月以内または入居可能日から3ヵ月以内に婚姻届を提出できる方に限ります。

申込締切日において婚姻の予約者以外の方と婚姻状態 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む) にある方は申込みできません。

当選した際には、婚姻届を提出後に戸籍の全部事項証明を提出していただきます。さらに申込者本人が、未成年の場合は保護者の同意書が必要です。

★婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者と申込むことができます。

(ただし、双方に戸籍上の配偶者がなく、かつ住民票に「未届の妻・夫 (続柄の記載が「同居人」は不可。)」と記載されている場合に限り、当選した際には、入居者全員の戸籍の全部事項証明を提出していただきます。)

●夫婦を分割した世帯で申込む場合には、申込締切日現在において①～③のいずれかの要件を満たしていなければ失格となります。ただし、配偶者等からの暴力被害者を除きます。

①戸籍上で離婚を確認できること

②離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明書で証明できること (当事者間の離婚協議は含まない)

③住民票によって1年以上の別居が確認できること及び復縁の意思がないことを確認できること

●「配偶者等からの暴力被害者」に該当する場合は、当選した際には配偶者暴力相談支援センターの保護証明書、婦人保護施設入退所証明書、母子生活支援施設の入退所証明書、裁判所の保護命令決定書の写しのいずれかを提出していただきます。(警察の証明は含みません)

●「犯罪被害者等」に該当する場合は、犯罪により従前の住居に居住することが困難となったことが明らかで、かつ

①犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった場合

②現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合

であり、当選した際には、聞き取り及び警察等への照会の同意書を提出していただきます。

5. 申込資格緩和要件

福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方へ

福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方は、市営住宅への申込資格が緩和されます。

主な緩和内容

- 収入状況に関わらず申込みことができます。
申込み世帯の所得月額が基準の範囲内でも申込みことができます。
- 単身で申込みことができます。
単身入居可能住宅に限ります。(世帯を分けて申込みできません)
- 仙台市内に居住していなくても、または勤務地が仙台市内でも申込みことができます。

対象者

- 申込日時点において原子力災害に関する避難指示の対象となっている区域(不明な場合は、各自治体にお問い合わせ下さい。)に、平成23年3月11日の時点で居住されていた方

必要な書類

- 被災時に避難指示を受けている区域に居住されていたことを証する書類
住民票、戸籍の附票、被災証明書等

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方へ

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方は、市営住宅への申込資格が緩和されます。

緩和内容

4ページにおける共通の「申込資格1」及び「申込資格2」がなくなります。また、「申込資格3」も一部緩和されます。内容は次のとおりです。

- 仙台市に住所または勤務場所がなくても申し込むことができます。
市営住宅は本来、仙台市内に居住しているか、または勤務地が仙台市内であることが条件ですが、居住しておらず、勤務地が仙台市内になくても申し込むことができます。
- 持家があっても申し込むことができます。
市営住宅は本来、持家がないことが応募の条件ですが、持家があった場合でも申し込むことができます。
- 収入要件の一部が緩和されます。
市営住宅は本来、世帯全員の合計所得が月額15万8千円以下であることが条件ですが、母子避難等分離避難に限り、世帯全員の合計所得の2分の1の金額を合計所得額とみなします。

対象者

平成23年3月11日時点で、「子ども・被災者支援法」に規定される「支援対象地域」（不明な場合は、各自治体にお問い合わせ下さい。）に居住していた方

必要な書類

- 支援対象地域内市町村が発行する「居住実績証明書」

△注意

- ※4・5ページにおいて本来の申込資格を満たす方は、本記載事項に関係なく申込みできます。
- ※申込資格緩和要件に該当する方も仙台市営住宅への入居は、応募多数の場合抽選となります。
- ※仙台市営住宅は、家賃、共益費、駐車場使用料が発生します。
- ※申込資格要件が緩和される方でも高額所得者に該当する方が入居した場合、入居から5年以上経過した時点で、高額所得認定され住宅を明渡していただくこととなります。

6. ペットと一緒に入居可能な住宅について

1. 申込資格（ペットと一緒に入居が可能な住宅へ申込みができる方）

市営住宅の申込資格を満たし、かつ申込締切日において、現在居住している住宅でペットを飼育している世帯が申込みことができます。

※入居後に飼育開始される方は対象ではありません。

2. 申込みできる住宅

「仙台市営住宅募集住宅一覧表（令和4年5月募集）」の＜ペットと一緒に入居可能な住宅＞に記載している住宅に申込みことができます。

※ペットと一緒にの入居を希望される世帯は、ペットが飼育できない市営住宅には申込みできません。

3. 対象となるペット

動物の種別等は規定しませんが、室内で飼育可能な大きさ、数とし、近隣への騒音や悪臭などにより迷惑をかけないことが条件となります。

また、法令（動物の愛護及び管理に関する法律など）で個人での飼育が禁止されている動物や、法令上の管理（狂犬病予防など）がされていない動物は、飼育できません。

※犬の場合は「鑑札」の年度及びナンバーと「狂犬病予防注射済票」の年度及びナンバーを確認します。当選してもこの確認ができない場合は、失格となる場合があります。

※許可が必要な動物の場合は許可証を確認します。当選しても確認ができない場合は、失格となるケースがあります。

4. 申込みにあたっての注意事項

- (1) ペットと一緒に入居可能な住宅は、前の入居者がペットを飼育していた住宅です。室内の修繕等を行っておりますが、においや傷等が残っている場合もありますので、あらかじめご了承の上お申込みください。
- (2) ペットと一緒に入居可能な住宅は、犬・猫をはじめ様々な種類のペットの飼育が想定されます。ペットの特性によっては他の入居者・他のペットとの共存が難しい場合もあるかもしれませんので、ご自身のペットのみならず、近隣で飼育しているペットへも十分配慮してください。
- (3) 動物に関する関係法令を遵守するとともに、**居住する住宅の飼い主で結成する「飼い主の会」に必ず加入し、「飼い主の会」で定めるルールを遵守してください。**
- (4) 飼い主の主な遵守事項は次のとおりです。
 - ① 動物は、自己の居室で飼育すること
 - ② 自己の居室以外で、動物にえさや水を与えたり、排せつをさせないこと。万一、自己の居室以外で排せつをした場合は、ふん便を必ず持ち帰るとともに、衛生的な後始末を行うこと
 - ③ 動物の異常な鳴き声やふん尿等から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけないこと
 - ④ 動物は常に清潔に保つとともに、疾病の予防、衛生害虫の発生防止等の健康管理を行うこと
 - ⑤ 犬・猫には、必要な「しつけ」を行うこと
 - ⑥ 犬・猫等には不妊去勢手術等の繁殖制限措置を行うよう努めること
 - ⑦ 動物による汚損、破壊、傷害等が発生した場合は、その責任を負うとともに、誠意を持って解決を図ること
 - ⑧ 地震、火災等の非常災害時には、動物を保護するとともに、動物が他の居住者等に危害を及ぼさないよう留意すること
 - ⑨ 動物が死亡した場合には、適切な取扱いを行うこと
 - ⑩ 自己の居室以外で、動物の毛や羽の手入れ、ケージの清掃等を行わないこと。自己の居室でこれらのことを行う場合は、窓を閉めるなどして毛や羽等の飛散を防止すること
 - ⑪ 犬・猫等を自己の居室から外へ連れ出した時には、常に引き綱で繋ぐ等、人の完全な管理の下に置き、

砂場や芝生等の立入りを禁止された場所に入れないこと

- ⑫廊下、エレベーター等建物の共有部分では、動物は抱きかかえ、またはケージ等に入れ、移動すること
その場合は、周辺の者や同乗者に迷惑のかからないよう十分に配慮すること
- ⑬外出等により長期間居室を不在にする場合は、居室に動物を放置しないこと

(5)資格審査時には「動物飼育届出書兼誓約書」を提出していただきます。

7. 一般階層世帯と裁量階層世帯の区分

一般階層世帯（所得月額158,000円以下）とは…

※計算方法は13ページ以降をご参照ください。

- 下記の裁量階層世帯に該当しない世帯は、すべて一般階層世帯となります。

裁量階層世帯（所得月額214,000円以下）とは…

※計算方法は13ページ以降をご参照ください。

- 次の①～⑩のいずれかに該当する世帯のことです。所得制限が緩和されます。

申込者または同居者が

- ①身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までの方
- ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の方
- ③療育手帳の交付を受けているA判定・B判定の方
- ④治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものにより、障害福祉サービス受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている方、または交付を受ける程度の方
- ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
- ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑦海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方
- ⑧ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
- ⑨小学校就学の始期に達するまでの方

申込者が

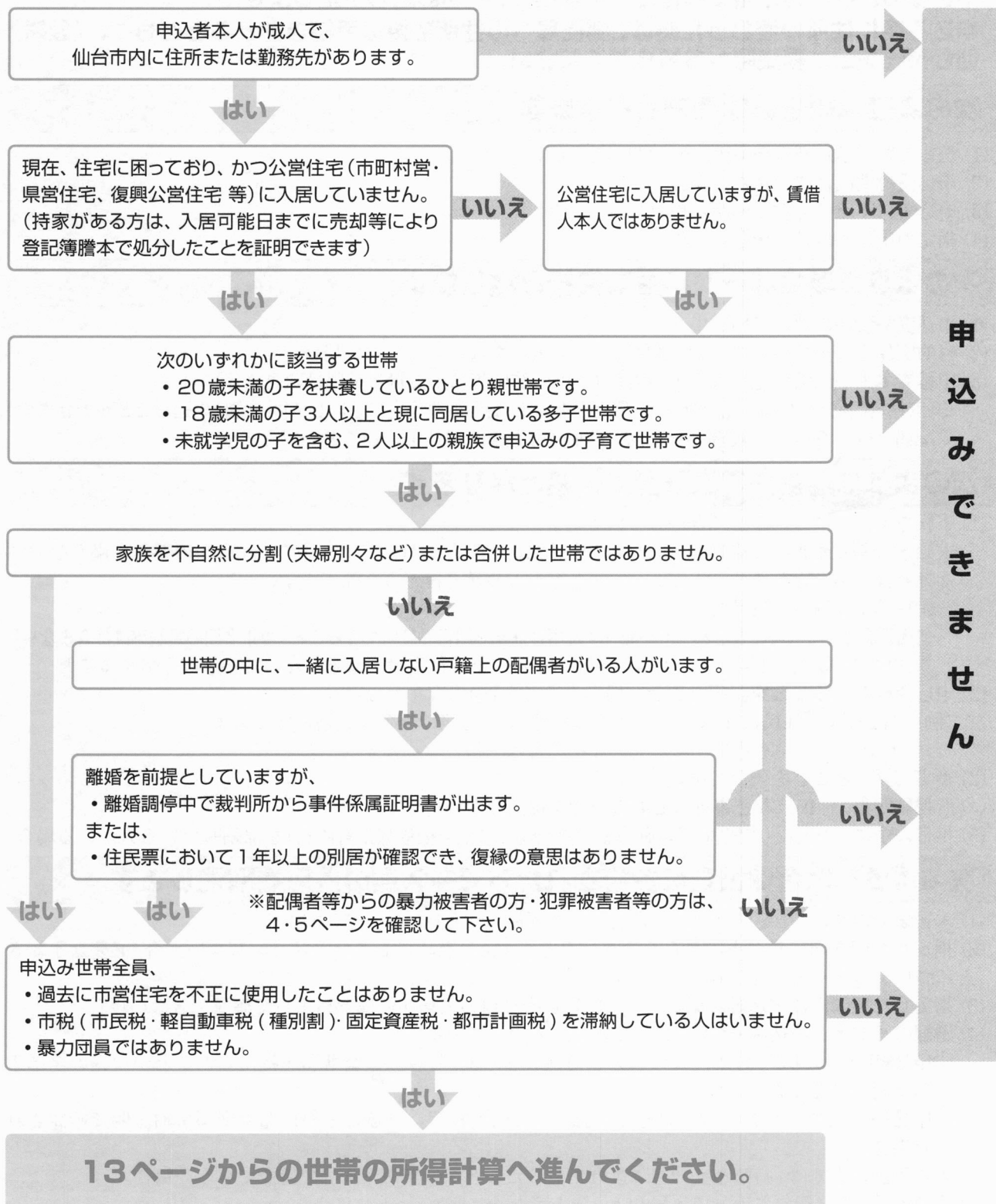
- ⑩60歳以上で、同居者全員が60歳以上、または18歳未満の世帯

8. 申込資格の確認(4・5ページの再確認です)

※基準日は申込締切日です。

※福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方は条件が異なりますので、6・7ページをご確認ください。

※被災市街地復興特別措置法第21条に記載される公共事業の実施に伴い移転が必要となった方についても一部資格が緩和されますので、お問い合わせください。



9. 申込みについての注意 [申込みから入居手続きにあたっての書類取得に関する手数料・郵送料などは全て申込者の負担となります。]

- 申込書に記入されていない方は入居できません。申込み後の家族の増減変更は、原則として認めません。
- 受付後の申込み内容の変更はできません。
- 申込書の提出(一次審査)の際には、証明書類の提出は必要ありません。
- 申込書および申込み時に添付された書類は、一切お返しいたしません。
- 申込み後に住所が変わった時は、郵便局への住所変更の手続きをとるとともに、(公財)仙台市建設公社募集課へお知らせください。

次のような申込みは無効となります

- (1) 重複して申込んだ場合(申込みは1世帯1通です)
- (2) 申込受付期間外に申込んだ場合
- (3) 申込書に不正の記載や不明な点があった場合
- (4) 指定の申込書以外で申込んだ場合

次のような場合は一次審査で失格となります

- (1) 申込資格要件に欠けている場合
- (2) 目的別住宅に申込み方で、目的別住宅の入居要件を満たしていない場合
- (3) 申込者本人が公営住宅に入居中の場合(子供の結婚等による世帯分離は除きます)
 - ※UR賃貸住宅(旧公団)・県公社住宅・雇用促進住宅・応急仮設住宅に入居している方は申込みことができます。
 - ※配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等の方は申込みことができます。

次のような場合は二次審査で失格となります

- (1) 家族を不自然に分割または合併している場合
 - 夫婦を分割した世帯で申込み場合には、申込締切日現在において①～③のいずれかの要件を満たしていなければ失格となります。ただし、配偶者等からの暴力被害者を除きます。
 - ①戸籍上で離婚を確認できること
 - ②離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明書で証明できること(当事者間の離婚協議は含まない)
 - ③住民票によって1年以上の別居が確認できること及び復縁の意志がないことを確認できること
- (2) 申込資格のあることを証明できない場合(一次審査の内容を含む)
 - (例)・住民票の「住民となった日」が申込締切日より後の場合は失格となります
 - ・申込者本人が寡婦または寡夫でない場合は失格となります
- (3) 事実と異なることを書いて申込んだ場合
- (4) 所得証明書、住民票など審査に必要な書類を提出しない場合
- (5) 世帯の中に、市民税(市民税・軽自動車税(種別割)・固定資産税・都市計画税)を滞納している人がいる場合

次のような場合は審査に合格された方でも入居の許可を取消します

- (1) 入居までの間に、申込資格および目的別入居要件のうち1つでも欠けた場合
- (2) 指定した期間内に敷金を納められなかったり、入居のために必要な手続きをしない場合(必要な手続きについては26ページをご覧ください)
- (3) 指定した期間内に申込書に記載された申込世帯全員の入居が住民票によって確認できない場合
- (4) 婚姻の予約者と申込み(子育て世帯でお申込みの方に限る)
 - ①申込締切日から6ヵ月以内または入居可能日から3ヵ月以内に婚姻届を提出したことが戸籍の全部事項証明で確認できない場合
 - ②申込書に記載した婚姻の予約者とは別の人と婚姻状態にあることが戸籍の全部事項証明で確認された場合
- (5) 入居可能日までに、持家を売却等により処分したことが登記簿謄本等で確認できない場合
- (6) その他、不正な行為によって入居しようとした場合

10. 世帯の所得月額の計算対象となる収入

申込む際の収入とは

市営住宅の申込みには、世帯の所得月額が定められた基準内にあることが必要です。(ただし、障害者世帯等の「裁量階層世帯」については、入居できる基準が緩和されます。→10ページの説明をお読みください。) 入居申込みをする場合に対象となる収入は、申込者本人の収入だけでなく一緒に入居しようとする方全員の収入です。

世帯の現在の収入を確認し14ページからの「所得計算の方法」により計算してください。

給与収入	給料・俸給・賃金・賞与等(残業手当・家族手当・皆勤手当等も含む。ただし、通勤手当等の非課税分を除く)の支給された金額。
事業収入等	事業収入・配当収入・不動産収入・個人年金の給付金など。
年金収入	厚生年金・共済年金・国民年金・企業年金等の課税対象となる年金または恩給の支給された金額。ただし、障害年金・遺族年金・母子年金等を除く。

※以下の(ア)(イ)(ウ)は所得計算の対象とはなりません。

- (ア) 障害年金・遺族年金・傷病恩給・通勤手当の非課税額・学資金・法定扶養料(仕送り等)・障害保険金・損害賠償金・雇用保険給付金・労働者災害補償保険の保険給付金・生活保護の各扶助費・児童扶養手当・児童手当などの課税対象とならない収入。
- (イ) 募集月の前月までの状況で所得計算をしていただきます。ただし、募集申込締切日までに退職される場合は、収入は「0円」とみなします。募集申込締切日以降に退職の場合は、それまでの収入は所得計算の対象となりますのでご注意ください。
- (ウ) 募集月から採用となる場合、収入は「0円」とみなします。採用予定の勤務先名(会社名)・電話番号・採用年月を記入してください。

11. 世帯の所得月額の計算手順

世帯全員のそれぞれの所得を算出する(14～17ページ)



世帯全員の所得を合計する(19ページ)



世帯全員の控除額を算出する(19ページ)



世帯全員の控除額を合計する(19ページ)



計算式にあてはめてください。(19ページ)

12. 所得計算の方法

給与収入の方 ●現在の勤務先(パート・アルバイトを含みます)にいつから勤めていますか?

現在の勤務先に令和3年1月1日以前に就職し、現在まで勤務しているとき

現在の勤務先に令和3年1月2日以後に就職し、現在まで勤務しているとき

●勤務先発行の令和3年分源泉徴収票

① 令和3年分 給与所得の源泉徴収票

令和3年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)		
		(就職地)		
		(フリガナ)		
		氏名		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収総額
	円	円	円	円
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の人数(配偶者を除く。)	扶養親族の人数	障害者の取(本人を除く。)
者	老人	特定	老人	その他
者	老人	人	人	人
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	

円 (1年間の所得)

→19ページの個人別所得へ

●市町村発行の令和3年分の総所得額を記載してある証明書(②③いずれかで確認してください)

② 令和4年度(令和3年分)市・県民税課税証明書

令和4年度(令和3年分)市・県民税課税証明書

住所

氏名

【所得の内訳】	【所得控除の内訳】
(給与収入金額) (円)	雑損控除額 (円)
(給与所得金額) (円)	医療費控除額 (円)
(公的年金等収入金額) (円)	社会保険料控除額 (円)
(公的年金等に係る所得金額) (円)	小規模企業共済等掛金控除額 (円)
***** (円)	生命保険料控除額 (円)
***** (円)	地震保険料控除額 (円)

円 (1年間の所得)

→19ページの個人別所得へ

③ 令和4年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知

令和4年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準	総所得③
	給与所得			分離短期譲渡
	その他の所得計			分離長期譲渡
				山林所得
				株式等の譲渡
				先物取引
所得控除	雑損	障・寡・勤	扶養親族該当区分	本人該当区分
	医療費	配偶者	控老同老	同特他
	社会保険料	配偶者特別	配配定老人	同特他
	小規模企業共済	扶養		同特他
	生命保険料	基礎		同特他
	地震保険料	所得控除合計②		同特他

円 (1年間の所得)

→19ページの個人別所得へ

年金収入の方

①障害の名称のつく次の年金 障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金	非課税のため算定の対象にはなりません
②遺族の名称がつく次の年金 遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金	
③母子の名称がつく次の年金 母子年金・準母子年金	
④そのほか次のような年金 遺児年金・寡婦年金・老齢福祉年金	

国民年金、厚生年金、共済年金、恩給を支給されている方

●いつから支給されていますか？

令和3年1月1日以前から支給されている方

令和3年1月2日以後から支給されている方

●公的年金等の源泉徴収票

2か月に1度の支給金額×6

令和3年分 公的年金等の源泉徴収票

住所又は 支払を 受ける 氏名		
種別	支払金額	源泉徴収税額
年金	*****	*****
扶養親族等の 申告の有無	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等
有 無	有 無	有 無
扶養親族の数 （本人以外）	障害者の数 （本人以外）	社会保険料の金額 （介護保険料額）
特定 老人 その他	特別 その他	*****
0 0 0	0 0 0	*****
支払を受ける者の年金の種類	支払を受ける者の生年月日	

受給者の年齢	この年中の公的年金等の収入金額 (A)	年金所得金額に直す計算式
年齢65歳以上の方	1,100,000円以下	=0円
	1,100,001円以上～3,300,000円未満	= (A) - 1,100,000円
	3,300,000円以上～4,100,000円未満	= (A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	= (A) × 0.85 - 685,000円
年齢65歳未満の方	600,000円以下	=0円
	600,001円以上～1,300,000円未満	= (A) - 600,000円
	1,300,000円以上～4,100,000円未満	= (A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	= (A) × 0.85 - 685,000円

※源泉徴収票を使用される方は右の計算式で計算してください。
 ※2種類以上の年金を支給されている方は、それぞれの支払金額を合計して、右の計算式で計算してください。

(1年間の所得)

円

19ページの個人別所得へ

13. 所得から控除する金額

【今まで計算してきた所得から差し引く金額です。】
 【同居親族控除を除き、所得税法上認定された人が対象となります。】

控除の種類		どんな人があてはまるか？	控除する金額
一般控除	同居親族	申込者本人以外の人で、市営住宅と一緒に入居する人 (子育て世帯に限り、婚姻の予約者、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む) (出産予定の子は含みません)	1人あたり 38万円 × 人 = 万円
	同居しないけれども扶養している親族	市営住宅には一緒に入居しないが、所得税法上扶養親族になっている人 (仕送りや生活費を渡しているだけでは、扶養親族にはなりません)	1人あたり 38万円 × 人 = 万円
特別控除	老人扶養親族 同一生計配偶者で70歳以上の者	所得税法上老人扶養親族または同一生計配偶者で70歳以上の人	1人あたり 10万円 × 人 = 万円
	特定扶養親族	配偶者を除く16歳以上23歳未満の人で、所得税法上扶養親族になっている人	1人あたり 25万円 × 人 = 万円
	障害者	①3級～6級の身体障害者手帳を持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ②療育手帳Bを持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ③精神障害者保健福祉手帳2・3級を持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ④戦傷病者手帳の交付を受けている人	1人あたり 27万円 × 人 = 万円
	特別障害者	①1・2級の身体障害者手帳を持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ②療育手帳Aを持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ③精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ④戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 ⑤原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人	1人あたり 40万円 × 人 = 万円
	ひとり親	申込者本人又は同居親族で次の①～④すべてに該当する人 ①現に婚姻をしていない人、または配偶者の生死が不明である人 ②事実上婚姻関係と同様の事情(事実婚等)にあると認められる一定の者がいない人 ③生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされている子・年間所得見積額が48万円を超えている子は除く)がある人 ④年間の合計所得金額が500万円以下である人	35万円 × 人 = 万円 ※下記の(注意)②参照
	寡婦	申込者本人又は同居親族で次の①又は②に該当する人のうち、上記「ひとり親」に該当しない人。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情(事実婚等)にあると認められる一定の者がいる場合を除く ①夫と離婚してから婚姻していない人で、扶養親族を有し、年間の合計所得額が500万円以下の人 ②夫と死別してから婚姻をしていない人、または夫の生死が不明である人で、年間の合計所得額が500万円以下の人。(この場合は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされる)	27万円 × 人 = 万円 ※下記の(注意)③参照
その他控除	給与所得者 公的年金等所得者	申込者本人又は同居家族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得(「所得等」という。)を有する人	10万円 × 人 = 万円 (その者の所得等の金額が10万円未満である場合はその金額)
合計控除金額			万円

(注意) ①ひとり親・寡婦の控除は、入居時に再婚等により控除条件からはずれる場合は適用しません。
 入居者の出生・死亡などは、申込締切日現在の状況によります。
 ②ひとり親控除は、所得金額からその他控除の金額を控除した残額が35万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
 ③寡婦控除は、所得金額からその他控除の金額を控除した残額が27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
 ④今後、国の制度の見直しに伴い、所得月額の区分・控除の内容等が変更になることがあります。

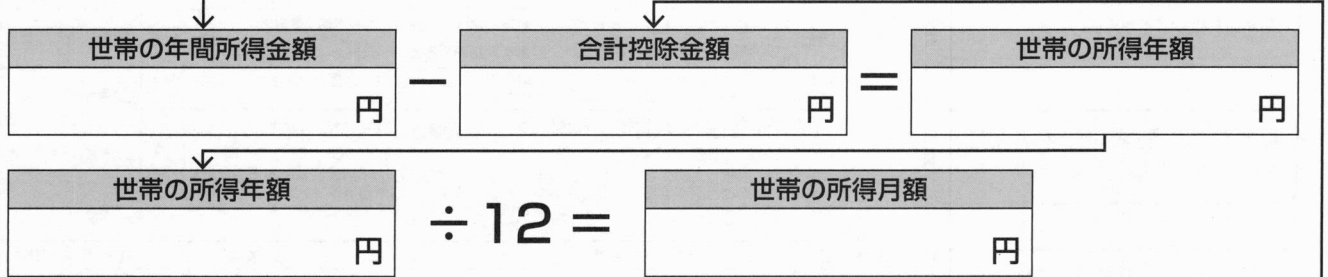
14. 世帯の所得月額の算出

〈個人別所得〉※収入ではなく所得を記入します。

申込者本人の所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円

所得の調べ方

- ・給与収入の方:現在の勤務先に令和3年1月1日以前から就職→14ページ参照
(パート・アルバイト含む) 現在の勤務先に令和3年1月2日以後に就職→15ページ参照
- ・事業収入の方:16ページ参照
- ・年金収入の方:17ページ参照



※小数点がある場合は、切り捨ててください。

15. 家賃

家賃は、世帯の所得月額にしたがって、下記のようになります。

計算で求めた世帯の所得月額	家賃（募集住宅一覧表の予定家賃欄にあてはめてください）
0円～104,000円	予定家賃①になります。
104,001円～123,000円	予定家賃②になります。
123,001円～139,000円	予定家賃③になります。
139,001円～158,000円	予定家賃④になります。
158,001円以上	申込みができません。（裁量階層世帯は除く）

※世帯の所得月額が158,000円を超える場合は、申込みができません。
ただし、裁量階層に該当する世帯は、世帯の所得月額が214,000円まで申込みできます。

【裁量階層世帯の所得月額】（※所得月額158,000円までは上記と同じ）

計算で求めた世帯の所得月額	家賃（募集住宅一覧表の予定家賃欄にあてはめてください）
158,001円～186,000円	予定家賃⑤になります。
186,001円～214,000円	予定家賃⑥になります。
214,001円以上	申込みができません。

※裁量階層に該当する世帯は10ページをご覧ください。

16. 申込書の書きかた(記入例)

- 申込書には、事実を正確に記入してください。
- ペンまたはボールペン(黒か青色インク)で記入してください。
- 訂正した場合は、必ず訂正箇所には訂正印を押してください。
- 赤枠の中のみ必ず記入してください。

課税所得は必ず記入してください。所得が2種類以上ある人はそれぞれ記入してください。必ず「入居募集のご案内(14~18ページ)」を使って計算した金額を記入してください。

所得がない場合は0を記入してください。

申込者の電話番号を記入してください。

対象の方は○で囲んでください。

募集住宅一覧表の住宅名・構造・タイプを必ず明記してください。

・氏名はかい書ではっきりと記入し、フリガナも忘れないようにしてください。
・住所は住民登録をしている住所を記入してください。

採用または退職の年月を記入してください。詳しくは「入居募集のご案内(13ページ)」をご覧ください。

確実にいっしょに入居する人の名前を記入してください。申込後の変更は認められません。

障害者手帳の交付を受けている方は記入してください。

申込者からみた続柄を記入してください。

年齢は申込締切日現在の満年齢を記入します。

申込者の住所とハガキの送付先が異なる場合はハガキと同じ住所をご記入ください。

※赤枠の中のみ記入してください。裏面も記入してください。
※申込書は、ペンまたはボールペン(黒か青色インク)でかい書で記入してください。消せるボールペンは使用しないでください。

区分	一般 留学生 子育て ひとり親 多子 高齢者 特殊疾病 障害者 生活保護 外国人 配偶者等からの暴力被害者 引揚者 犯罪被害者等 被爆者・戦傷病者 ハンセン病療養所入所者	一般 裁量	受付番号
市営住宅の入居申込で知り得た個人情報を取り扱うに当たっては、入居資格審査及び市営住宅の管理運営の目的以外に使用することはありません。			抽選番号
仙台市営住宅入居申込書(令和4年5月募集)[ひとり親・子育て・多子世帯対象] (あて先) 仙台市長 令和 年 月 日 抽選結果 市営住宅に入居したいので、次のとおり申込みます。なお、この申込書(裏面を含みます)の記載内容が事実と相違する場合及び二次審査において資格または所得基準に合わない場合は失格とされても異議ありません。また、私の入居者資格について、関係機関に照会することを同意します。私及び入居する親族は暴力団員ではありません。			
申込住宅	申込住宅名	構造	タイプ
	国分第一 市営住宅	中層	3DK
		電話番号(申込者)	
		自宅 xxx(△△△) xxx x 携帯 xxx(△△△) xxx x	
ペットと一緒に入居を希望される方は、下記にペットの種類と頭数を記入してください。(これから飼育予定の方は、対象とはなりません)			
飼育するペット	犬・猫	頭数	その他() 頭
※必ず「募集住宅一覧表」で該当住宅を確認してください。			
・住所(住民登録をしている住所を記入してください。配偶者等からの暴力被害者の方は生活の実態のある所。) ・生活保護を受給している方は、下記の「生活保護」を○で囲んでください。			控除の種類 (○で囲んでください)
フリガナ	セニダ イハナコ	以前の勤務先名	年月退職
氏名	仙台 花子	現在の勤務先名	年月採用
続柄(本人)	生年月日	明大 昭平 52年 8月 1日 44歳	生活保護
住所	〒920-0976 仙台市青葉区青葉町0丁目×番△号青葉アパート102号室		
勤務先住所	〒920-0964 仙台市青葉区木町通0丁目×番△号		
フリガナ	セニダ イチロウ	以前の勤務先名	年月退職
氏名	仙台 一郎	現在の勤務先名	年月採用
続柄(長男)	生年月日	明大 昭平 19年 5月 5日 15歳	生活保護
住所	同上		
フリガナ		以前の勤務先名	年月退職
氏名		現在の勤務先名	年月採用
続柄()	生年月日	明大 昭平 年 月 日 歳	生活保護
住所	〒□□□-□□□□		
フリガナ		以前の勤務先名	年月退職
氏名		現在の勤務先名	年月採用
続柄()	生年月日	明大 昭平 年 月 日 歳	生活保護
住所	〒□□□-□□□□		
フリガナ		以前の勤務先名	年月退職
氏名		現在の勤務先名	年月採用
続柄()	生年月日	明大 昭平 年 月 日 歳	生活保護
住所	〒□□□-□□□□		
入居したい扶養親族	続柄() 氏名	生年月日	年 月 日 住所 〒
希望郵送先	〒□□□-□□□□		
※「仙台市営住宅入居募集のご案内」の14~19ページを参照し計算してください。			
あなたの世帯の所得月額		一般障害世帯158,001円以上 親屬障害世帯214,001円以上 の方はお申込みできません。	
108,700 円			

生活保護受給者の方は、○で囲んでください。

税法上認められている控除の種類で当てはまるものを○で囲んでください。

郵便はがき

98000916

63円切手を貼ってください

住所 仙台市青葉区青葉町丁目番△号
青葉アパート 102号室
氏名 山台花子様

令和4年5月募集(ひとり親・子育て・多子世帯対象)抽選結果通知書
抽選番号
申込住宅名 区分第一 市営住宅 中層 3DK
入居する人数 2名

〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目10-10
(公財)仙台市建設公社 住宅部 募集課
電話 022-214-3604 FAX 022-214-8592
切り離さないでください
郵便はがき

63円切手を貼ってください

98000916

住所 仙台市青葉区青葉町丁目番△号
青葉アパート 102号室
氏名 山台花子様

令和4年5月募集(ひとり親・子育て・多子世帯対象)抽選結果通知書
抽選番号
申込住宅名 区分第一 市営住宅 中層 3DK
※抽選結果は裏面になります

〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目10-10
(公財)仙台市建設公社 住宅部 募集課
電話 022-214-3604 FAX 022-214-8592

- ・氏名はかい書ではっきりと記入してください。
- ・住所は今住んでいるアパート名・部屋番号まで記入してください。
- 募集住宅一覧表の住宅名・構造・タイプを記入してください。
- 入居する家族数(申込者本人を含む)を記入してください。
- 63円切手を必ず貼ってください。

ハガキに63円切手を必ず貼ってください。

※申込書の提出(一次審査)の際には証明書類の提出は必要ありません。

入居申込み理由

1 市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)は何ですか。(複数回答可) あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

- 他の世帯との同居により著しく生活上の不便をきたしている。
- 同居を必然とする親族(夫婦及び未成年の子)と別居している。
- 通勤距離通勤をしている。
- 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
- 正当な事由により、家主等から住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
- 住宅が狭くなったため。
- その他

2 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。 あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

- 持家 [所有者氏名] [申込者との続柄]
- 賃貸 [賃借人氏名 山台花子] [申込者との続柄 本人]
- 市町村営・県営住宅・復興公営住宅 [賃借人氏名] [申込者との続柄]
- その他

3 現在住んでいる住宅の状況をお答えください。

居室数 2 部屋 (DKを除きます) 広さ 10.5 畳 (洋室も畳に換算してください)
家賃 50,000 円 (共益費・駐車場代を除きます)

4 申込者又は同居をしようとする方は、以前市営住宅に住んでいたことがありますか。 あてはまる番号を○で囲んでください。

- 有
- 無

住んでいたことがある方は住宅名と入居期間を記入してください。

住宅名: 住宅 棟 号 入居期間: 年から 年まで

5 外国籍の方は次の質問にお答えください。 あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

国籍: 留学生(就学生を除きます)ですか 1.はい 2.いいえ

6 入居予定者の中に、下記の項目に該当する方がいらっしゃいますか。 いらっしゃる場合は番号を○で囲んでください。(あてはまる口には、チェック(✓)をつけてください)

- 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方。
- 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方。
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を意味)を受けている方。
- ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者の方。
- 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方。
- 申込者本人が配偶者等からの暴力を理由として配偶者暴力相談支援センターに保護されたまたははされている被害者及び婦人保護施設の入所・退所者並びに裁判所から保護命令を受けている配偶者等から暴力を受けた被害者で当該命令の日から起算して5年未満の方。
- 犯罪被害者等基本法第2条2項に規定する犯罪被害者等で、同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった方
- 入居しない戸籍上の配偶者がいる方。(離婚調停中で事件係属証明書が出る。□住民票上1年以上別居中で復縁の意思はない)
- 現在持家(一戸建・分譲マンション)がある。(共同名義含む)
- 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって法令で定める疾病の方。
疾病名: 疾病対象の方のお名前:

あてはまるものの番号を○で囲んでください。

あてはまるものの番号を○で囲んでください。

居室数・広さ・家賃について記入してください。

該当する場合には、チェックボックスにチェックをしてください。

対象の方は、疾病名を記入してください。

暴力団員に関する注意点

申込者及び同居しようとする方(以下「申込者等」といいます)に、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいいます)が含まれている場合は、入居資格がありません。(申込者等は誰も入居できません)暴力団員が入居していることが明らかになった場合は、理由のいかんを問わず退去請求を受け、全員が速やかに退去しなければなりません。仙台市長は、入居資格のない暴力団員が市営住宅に入居することを防止し、また、暴力団員を含む世帯に退去請求するため、宮城県警察本部長から意見を聴取することができます。

消印日

17. 入居者の選考

申込受付の締切後、一次審査として、申込資格等を確認後、申込多数の場合は抽選により当選者を決定いたします。当選者については、二次審査を行い入居者を決定します。

申込受付の締切

令和4年5月16日(月) 郵便局消印有効
郵便ポストへの投函時刻によっては翌日の消印になる場合があります。申込期間の最終日は特にご注意ください。

一 次 審 査

抽 選 番 号 の 通 知

令和4年5月26日(木)頃抽選番号票(ハガキ)を発送します。

抽 選 会

抽選会では、二次審査の対象となる方を決定します。二次審査の対象者となった方は、二次審査で適格とされてはじめて「入居予定者」となります。抽選によって、入居が確定するわけではありませんので、ご注意ください。

抽選会日時は令和4年6月6日(月)です。

午後2時～午後3時終了予定

抽選会場は「オンワード榎山仙台ビル 10階ホール」です。

仙台市青葉区二日町12-34

※駐車場は用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

※抽選会への出席・欠席は抽選結果には関係しません。

※抽選は、住宅・構造・タイプ毎に抽選器を使って行い、

抽選器の操作は(公財)仙台市建設公社職員が行います。

※新型コロナウイルス感染状況により、非公開となる場合もあります。

抽選会場
オンワード榎山仙台ビル 10階ホール

抽選結果掲示場所
仙台市役所国分町分行舎2階



オンワードビル地図

→ は一方通行です

抽 選 結 果 の 通 知

抽選結果はハガキで全員に通知いたします。(令和4年6月16日(木)頃発送)

電話でのお問い合わせは固くお断りします。

※当選者の番号及び申込状況は、抽選会終了後から令和4年6月16日(木)頃まで仙台市役所国分町分行舎2階及び市営住宅管理課(仙台市役所本庁舎7階)に掲示いたします。また、抽選会の翌日から(公財)仙台市建設公社のホームページ(<http://www.sendai-kensetsu.or.jp/>)上にも掲載いたします。

※駐車場は用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

当選された方の通知書には二次審査の案内と二次審査に必要な書類を示しておりますので、早めに準備してください。

二 次 審 査

当選された方には申込書の内容について確認するために、住民票や収入についての証明書等を提出していただきます。内容が相違している場合は失格となり入居できません。特に所得計算に誤りがあり、所得月額が基準にあっていないときは失格となりますので注意してください。

18. 抽選に際しての優遇措置

今回行う募集に関しましては、応募者をひとり親・子育て・多子世帯に限定していますので、抽選に際して更なる優遇措置は行いません。

19. 二次審査(当選者のみ)

資格確認について

当選した方には、世帯全員の入居資格審査を行います。以下の表をご覧のうえ、該当する書類を二次審査の時にご持参ください。

※給与収入・事業収入・年金収入を重複して受け取っている方は、該当する書類を全て提出してください。

●給与収入がある

証明書類の説明 必要な証明書類	(1)	(2)	(3)	(4)	(8)
内容	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和4年度 所得証明書 (入居予定者全員分)	給与等支払 証明書	退職証明書
令和3年1月1日以前から 引き続き勤務している方	○	○	○	×	×
令和3年1月2日以後から 現在の会社に勤務している方	○	○	○	○	○

●事業収入がある

証明書類の説明 必要な証明書類	(1)	(2)	(3)	(5)	(8)
内容	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和4年度 所得証明書 (入居予定者全員分)	収支明細書	退職証明書
事業所得者の方 (令和3年1月1日以前から事業を開始した方)	○	○	○	×	×
事業所得者の方 (令和3年1月2日以後から事業を開始した方)	○	○	○	○	○
日雇いの方	○	○	○	○	○

●年金収入がある

証明書類の説明 必要な証明書類	(1)	(2)	(3)	(6)
内容	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和4年度 所得証明書 (入居予定者全員分)	年金証書及び 支払通知書の写し
令和3年1月1日以前から 国民(老齢)年金・厚生(老齢)年金・恩給・ 各種共済年金を受けている方	○	○	○	×
令和3年1月2日以後から 国民(老齢)年金・厚生(老齢)年金・恩給・ 各種共済年金を受けている方	○	○	○	○

●無職・無収入の方

証明書類の説明 必要な証明書類	(1)	(2)	(7)	(8)	(9)
内容	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和4年度 非課税証明書 (入居予定者全員分)	退職証明書	生活保護 証明書
遺族年金・障害年金・障害手当金・母子 年金等を受けている方	○	○	○	○ (令和3年1月以後会社を 退職した方のみ必要)	○ (生活保護を受けて いる方のみ必要)
失業中の方	○	○	○	○ (令和3年1月以後会社を 退職した方のみ必要)	○ (生活保護を受けて いる方のみ必要)
生活保護を受けている方	○	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (令和3年1月以後会社を 退職した方のみ必要)	○
申込者・同居者・婚約者が 無職・無収入の方	○	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (令和3年1月以後会社を 退職した方のみ必要)	○ (生活保護を受けて いる方のみ必要)

●状況により必要とする書類

申込者等の状況	必要な書類
婚姻を予約し入居申込みをする場合	「婚姻予約証明書」(用紙はこちらから郵送します)
ひとり親世帯	戸籍の全部事項証明 親権のない未成年者と同居する場合は親権者の同意書(用紙はこちらから郵送します)
身体障害者・戦傷病者	身体障害者手帳・戦傷病者手帳の写し
知的障害者・精神障害者	療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
治療方法が確立していない 疾病その他の特殊な疾病の方	特定疾患医療受給者証の写しまたは 障害福祉サービス受給者証の写し及び医師の診断書(政令で定める疾病のみ)
原爆被爆者世帯	特別手当証書の写しまたは被爆者手帳の写し
海外からの引揚者	永住帰国旅費の支給決定通知書の写し
ハンセン病療養所入所者	国立ハンセン病療養所等の長または厚生労働省健康局疾病対策課長が発行した入所証明書
申込者が配偶者等からの 暴力被害者の場合	配偶者暴力相談支援センターの保護証明書・婦人保護施設入退所証明書、母子生活支援施設の入退所証明書、裁判所の保護命令決定書の写しのいずれか
申込者が留学生の場合	「本人の申立書」及び大学の学長又は学部長が証明する「副申書」(用紙はこちらから郵送します)
市外にお住まいの方	「勤務先証明書」(用紙はこちらから郵送します)
離婚調停中の方	裁判所が証明する事件係属証明書
住宅を失った世帯	住宅が滅失したことを証明する書類
犯罪被害者等の場合	二次審査の際、窓口にて聞き取り及び警察等への照会の同意書を提出していただきます
ペット飼育可能な住宅に申し込んだ場合	動物飼育届出書兼誓約書(用紙はこちらから郵送します)

●証明書類の説明

(1)住民票……………・入居する方の全員分が必要となります。

(2)市税の滞納がないことの証明書等……………・16歳以上の入居する方全員について、それぞれ次の項目に該当する分が必要となります。
・16歳未満でも所得のある方は必要となります。

※市内にお住まいの方は

入居予定者全員……………「市税の滞納がないことの証明書」

※市外にお住まいの方は

入居予定者全員……………仙台市が課税する「市税の納付状況を確認することの同意書」
または「市税の滞納がないことの証明書」

(3)令和4年度所得証明書……………各市町村で発行している「令和4年度所得証明書」

(4)給与等支払証明書……………・所定の「給与等支払証明書」に勤務先からの証明を受けてください。

(5)収支明細書……………・所定の「収支明細書」に記入してください。

(6)年金証書・支払通知書の写し……………①各種年金証書
②日本年金機構で発行する年金振込通知書(ハガキ)
③各種共済組合の送金案内書

(7)令和4年度非課税証明書……………各市町村で発行している「令和4年度非課税証明書」
(所得額の記載のあるもの)

(8)退職証明書(①②のどちらか)……………①所定の「退職証明書」により退職した会社から発行されたものを提出してください。(退職年月日と会社の代表者印が必要です)
②雇用保険受給資格者証又は離職票の写し

(9)生活保護証明書……………福祉事務所で発行する生活保護受給の証明書
(受給対象者の氏名が全て明記されているものが必要です)

20. 入居手続き

二次審査を通過された方は、入居手続きを行うときに次の書類を提出していただきます。

(1) 建物賃貸借契約書

(2) 敷金の領収書

入居説明会時にお渡しする敷金納入通知書で敷金(入居時の家賃の3ヵ月分)を入居手続きまでに金融機関で納入していただきます。

(3) 緊急連絡人届

☆緊急連絡人1名が必要になります。

※緊急連絡人は、入居者に異常があったときに入居者の引取りや、その後の事務処理等を代行します。

なお事務処理には滞納家賃の保証は含みません。

<資格>

- (1) 緊急時に確実に連絡ができる成人
- (2) 宮城県内に居住する方

緊急連絡人に変更があった場合は届出が必要です。

(4) 仙台市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

口座振替または自動払込を利用できない方はご相談ください。

(5) その他、必要に応じて、いくつかの書類を提出していただく場合があります。

21. 家賃・共益費等と市営住宅のルール

(1) 敷金

☆入居時の家賃3ヵ月分を納入していただきます。

なお、敷金は住宅の退去時にお返しします。ただし、家賃等に未納がある場合、相殺させていただきます。また、退去時に故意・過失によって住宅内に破損が生じた際の原状回復費用が発生した場合には、原則として入居者のご負担で修繕していただき、退去立会検査後に最終的に敷金の精算をいたします。

(2) 入居後にかかる経費

家賃

市営住宅の家賃は、入居されている世帯の収入と住宅の立地条件・規模・建設時からの経過年数などに応じて毎年決定します。世帯の収入等の変動によっても家賃は変わります。

市営住宅の家賃には、民間アパートと違って維持修繕などの経費（鍵の交換、汚損壁面の修復、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用）を含んでいないため、修繕費用を入居者の方にご負担していただきます。

※家賃や共益費、駐車場使用料の支払いは便利な口座振替で。

※入居可能日より家賃や共益費・駐車場使用料の料金が発生します。

共益費

住宅の設備に応じて、外灯・階段灯・エレベーター等の共用部分に要する電気代が共益費となります。なお、金額は年度ごとに変動します。

(3) 入居される住宅の修繕等の状況

☆募集する住宅は、新築を除き前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居していただくものです。新築のような状態ではありません。

☆募集する住宅にはお風呂（浴槽・風呂釜）は設置されていますが、浴槽・風呂釜・ふたを含め住宅内は入居者ご自身で清掃していただき、大切にご使用ください。

☆市営住宅を退去する際には、破損があるときはその破損を原状に復する義務（原状回復義務）があります。入居者の方の故意・過失により破損した場合には、原状回復費用を負担していただきます。

☆BS・CSアンテナが設置できない住宅もあります。

☆ほとんどの市営住宅には網戸がついていません。

☆水道・ガス・電気・電話等の利用にあたっては各自での契約が必要となります。ただし、荒井東市営住宅及び田子西市営住宅については、本市が委託する設備管理業者が電気を供給していることから、同業者と契約する必要があります（電力会社を自由に選ぶことができません）。

(4) 収入報告の提出

☆市営住宅に入居した方は、毎年、世帯の収入に関する報告書（収入報告書）の提出が義務づけられています。

この報告書は、毎年6月に提出していただきます。翌年度の家賃算定の資料となりますので、期限までに必ず提出してください。また、報告書の提出がない場合は、通常家賃と比べて高額な家賃となります。

☆収入報告書に基づいて入居者世帯の収入を認定し、入居者へ収入額認定通知書を送付します。

収入超過者

市営住宅に3年以上居住し、世帯の所得月額が158,000円（裁量階層世帯の場合は214,000円）を超えた方は、市営住宅を明渡すように努めていただくとともに、一定の割合の金額が家賃に加算されます。

高額所得者

市営住宅に5年以上居住し、収入超過者のなかでも特に高額な所得の方は、市営住宅を明渡していただきます。

(5) 家賃または市税の滞納

☆仙台市ではきちんと家賃を納入している方と家賃を滞納している方の不公平を是正するため、家賃を滞納している方に対して住宅明渡訴訟等の法的措置を強化しております。

☆原則として家賃等または市税を滞納している場合は、新たな親族の同居や名義の承継および駐車場使用が認められません。

家賃を3ヵ月以上滞納した場合には、市営住宅を明渡していただきます。

(6) 家賃の減免

☆申請により、家賃を減免する制度があります。(共益費、駐車場使用料、敷金は減免になりません。) 何らかの事情により、家賃を納めることが困難である場合にはご相談ください。

(7) 駐車場

☆次の表の団地に有料駐車場を設置しています。ただし、空き待ちの場合もありますのでご了承ください。その他の団地には駐車場はありませんので、車をお持ちの方は周辺の民間駐車場を契約してください。 次の表の有料駐車場設置団地で契約している方のみ保管場所使用承諾証明書を発行します。

ただし、使用料の滞納状況により発行できない場合があります。

☆契約できる車両の大きさは長さ5.0m幅2.0m以内になります。

☆有料駐車場は原則として1世帯1区画しか使用できません。2台以上の車をお持ちの方は、周辺の民間駐車場を個別に契約の上、ご利用ください。

駐車場使用料を3ヵ月以上滞納した場合には、駐車場の契約を解除し駐車場を明渡していただきます。

有料駐車場設置団地

区	団地名	住宅戸数	駐車場区画数	駐車場使用料(月額/円)	
青葉区	北六番丁	50	23	8,000	
	小松島	120	34	3,300	
	川平	360	360	4,000	
	上原	229	212	2,700	
	霊屋下	33	20	8,000	
	梅田町	66	35 屋根付6	8,000 9,000	
	小田原	58	33	7,000	
	通町	142	28 屋根付15	9,800 10,800	
	落合	112	115	3,700	
	霊屋下第二	88	61	7,700	
	角五郎	47	39	8,000	
	宮城野区	高砂	1,092	1,076 屋根付15	3,800 4,900
		鶴ヶ谷第一	700	561	4,700
		鶴ヶ谷第二	1,630	1,237	4,700
幸町		357	251	5,400	
幸町第二		100	73	5,400	
小鶴		230	227	4,000	
福田町第一		170	170	3,700	
福田町第二		180	180	3,700	
仙台駅東		60	19	8,400	
田子西		176	146	3,700	
幸町第三		38	25	5,400	
燕沢東		63	54	5,000	
新田東		35	22	5,800	
燕沢		55	56	5,000	
田子西第二		168	152	3,700	
宮城野		88	32	8,000	
岡田		10	10	4,500	
鶴ヶ谷第三	17	18	4,700		

区	団地名	住宅戸数	駐車場区画数	駐車場使用料(月額/円)	
若林区	新寺小路	46	36	7,000	
	若林	120	84	5,700	
	荒井	50	17	4,000	
			屋根付20	5,000	
	荒井東	298	316	4,000	
	若林西	152	123	6,400	
	六丁の目西町	115	59	4,300	
	中倉	58	27	7,000	
			屋根付9	8,000	
	大和町	103	32	7,000	
	荒井第二	34	25	4,300	
	六丁の目中町	43	33	4,300	
	荒井西	14	14	4,000	
	荒井南	75	75	4,000	
	荒井南第二	55	50	4,000	
	卸町	98	32	8,000	
	六郷	50	50	3,600	
	太白区	中田	30	30	3,300
		袋原	274	275	2,800
四郎丸		405	407	2,800	
四郎丸東		388	388	2,800	
太白		662	475	3,200	
郡山		335	334	4,000	
西中田		446	385	4,000	
茂庭第一		613	616	3,100	
鹿野		70	57	5,900	
芦の口		39	30	4,400	
あすと長町		163	50	8,600	
あすと長町第二		96	29	8,600	
あすと長町第三		68	35	6,800	
茂庭第二		100	101	3,100	
泉区	向原	48	48	4,000	
	天神沢	72	64	3,100	
	泉中央南	193	129	4,600	

(8) 住宅内で守るべきルール

☆団地での円満な共同生活を乱す迷惑行為をしない。

☆ペットと一緒に入居可能な住宅を除き、犬・猫・ニワトリ・鳥・ウサギ・金魚などのペットの飼育をしない。(敷地内での餌付け行為を含む)

[なお、身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)は除きます]

☆明るく住み良い団地生活を送るため、入居者の皆さんが相互に協力しなければならないことがたくさんあります。お互いが他人の立場を考えた節度ある生活が必要となります。

☆市営住宅の全部または一部を住宅以外に使用しない。(身体障害者が許可を得て営むはり・きゅう・あん摩等営業は除く)

著しく逸脱した行為がある場合には、市営住宅を明渡していただきます

(9) 暴力団員に関する注意点

☆暴力団員が入居していることが判明した場合には、理由のいかんを問わず市営住宅を明渡していただきます。

22.市営住宅の種類

市営住宅には以下の種類があり、申込みの際には該当する1住宅のみ申込みできます。
(重複申込みはできません)

今回の募集は、一般向住宅、大家族向住宅のみで、応募者はひとり親・子育て・多子世帯に限られます。

●一般向住宅

申込資格に該当される方であれば申込みできる住宅です。(今回は单身の方は申込み出来ません。)

●大家族向住宅(目的別住宅)

4人以上で入居しようとする方が申込みできる住宅です。

該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

●大規模住宅(目的別住宅)

「60歳以上の方」「身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までの方」または「戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方」のいずれかに該当する方を含み、6人以上で入居しようとする方が申込みできる住宅です。
該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

●高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅(目的別住宅)

住宅内の段差解消や手すり、外部への非常通報ブザーが設置された住宅です。

申込みできるのは、申込資格に該当し、次の要件のいずれかに該当する方がいる世帯です。

(1)60歳以上の方

(2)身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方(注)

(3)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方
該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

●車椅子住宅(目的別住宅)

住宅内外の段差解消や手すり、車椅子用流し台等の設備を備えた住宅です。

申込みできるのは、申込資格に該当し、入居しようとする世帯に身体機能上、車椅子を常用使用されている方がおり、次の要件のいずれかに該当する方に限られます。

(1)身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方(注)

(2)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方
該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

(注)障害の程度について、確認させていただく場合がございます。

市営住宅の種類については以上のようなものがありますが、すべてのタイプを募集しているわけではありません。

今回の募集は、応募者はひとり親・子育て・多子世帯に限られます。

交通手段や立地環境等32ページ以降の市営住宅位置図をご確認の上お申込みください。